

こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの
20歳になったとき (厚生年金の加入者を除く)	加入手続きは不要です	日本年金機構から納付書と年金手帳が届きます	
会社を退職したとき	国民年金の加入手続きをする (被扶養配偶者は種別変更の手続きをする)	保険年金課 または 各市民センター	本人確認書類・印鑑・資格喪失証明書または退職証明書など
配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者へ種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
配偶者の扶養から外れたとき (第3号被保険者)	第1号被保険者へ種別変更の手続きをする	保険年金課 または 各市民センター	本人確認書類・印鑑・扶養喪失証明書など
海外に転出するとき (第1号被保険者)	国民年金の喪失手続きをする ※任意加入の手続きをして保険料を納めることもできます		本人確認書類・印鑑
海外から帰国したとき (厚生年金の加入者および第3号被保険者を除く)	国民年金の加入手続きをする ※海外居住中に任意加入していた場合も手続きが必要です		

国民年金は、日本に住んでいる20〜59歳の全ての方が加入する制度です。厚生年金などの資格を喪失したときや配偶者の扶養を外れたときなどには国民年金へ切り替える届け出をしてください。

また、海外へ転出するとき、帰国したときにも届け出が必要です。
※本人以外の方が手続きするときは、委任状や代理人の本人確認書類・印鑑などが必要ですが、
問い合わせ
藤沢年金事務所 ☎(50)1511 または 保険年金課

こんなときには
国民年金の届け出を

保険年金課
☎内線3214
FAX (50) 8413

困ったときは相談を
みんなの人権110番

法務省では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめなど、さまざまな人権に関する相談を受け付けます。電話相談は、法務局職員・人権擁護委員がお受けします。
※秘密厳守
とき 平日午前8時30分〜午後5時15分
電話番号 みんなの人権110番 ☎0570(003)110
※インターネットでの相談もできます。詳細は法務省のホームページをご覧ください
6月1日は「人権擁護委員の日」です
人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、市町村の区域で人権擁護活動を行っています。本市では18人の人権擁護委員が人権相談のほか、さまざまな啓発活動を行っています。
問い合わせ
人権男女共同平和課 ☎内線2132、FAX (50)8436

人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

防災政策課
☎内線2406
FAX (50) 8437

「アラートとは、気象情報の特別警報や緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を瞬時に伝えるシステムです。同システムを用いた緊急情報伝達試験が全国一斉に行われます。」

とき 5月20日(水)午前11時

「これは、「アラート」のテストです(3回繰り返し)。こちらは、防災ふじさわです」

放送内容

試験放送を実施します

「アラートとは、気象情報の特別警報や緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を瞬時に伝えるシステムです。同システムを用いた緊急情報伝達試験が全国一斉に行われます。」

本市でも防災行政無線の屋外スピーカーから試験放送を行います。市が頒布している防災ラジオの緊急割込試験放送も併せて実施します。

働き方相談室
就職活動相談コーナー

キャリアコンサルタントと一緒に、就職活動や働き方について考えてみませんか。

とき 毎週水・日曜日午前9時30分〜午後5時30分
※1回50分

場所 市内在住・在勤・在学の方

費用 無料

申し込み・問い合わせ 電話またはEメールに、氏名・電話番号、希望日時

〒781-1、ip@ace@carer-drive.jp

藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止
協力金交付事業のお知らせ

国の緊急事態宣言を受け、県からの休業または営業時間の短縮要請に協力した市内の中小企業や個人事業主の負担軽減を図るため、県の協力金と併せて市の協力金を交付します。
対象 県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けた、市内に事業所を有する中小企業・個人事業主
※4月24日〜5月6日の間、休業または時短営業に協力した事業所に限る
申請開始日 5月7日(木)

区分	事業所の形態	市からの交付額
遊興施設・商業施設など(休業)	自己所有	10万円
	賃借物件1カ所	20万円
	賃借物件2カ所以上	30万円
飲食店など食事提供施設(営業時間短縮、休業した場合も含む)	自己所有	10万円
	賃借物件1カ所	30万円
	賃借物件2カ所以上	50万円

※申請方法など詳細は、市のホームページの産業労働課のページをご覧ください
問い合わせ 産業労働課 ☎内線3411、FAX (50)8419

楽しく子育てするために
6・7月のお知らせ

乳児健康診査
乳児健康診査(4カ月児、9〜10カ月児)は、個人で指定医療機関に予約の上、受診してください。4カ月児健康診査は個人通知していません
幼児健康診査
幼児健康診査(1歳6カ月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6カ月児健康診査)は個人通知していますが、受診直前に健診の開催状況を電話または市のホームページの子ども健康課のページで確認の上、受診してください
問い合わせ
南保健センター ☎(50)3522、FAX (50)0668 または
北保健センター ☎(50)8215、FAX (88)6447(ともに午前9時から)

乳児健康診査(4カ月児、9〜10カ月児)は、個人で指定医療機関に予約の上、受診してください。4カ月児健康診査は個人通知していません

幼児健康診査(1歳6カ月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6カ月児健康診査)は個人通知していますが、受診直前に健診の開催状況を電話または市のホームページの子ども健康課のページで確認の上、受診してください